

質問の回答

案件名	登別市児童デイサービスセンターのぞみ園運営業務委託公募型プロポーザル	
番号	質 問	回 答
1	登別市児童デイサービスセンターのぞみ園運営業務委託公募型プロポーザル実施要領別紙「のぞみ園運営の条件」にあります、人員配置について質問いたします。 1 人員配置について 「機能訓練担当職員（理学療法士）」について、①から③の条件が示されており、「③配置人数は1名とし、専任かつ常勤であること。」とされています。 この要件については、公募型プロポーザルへの参加申込み時点で満たしていることが必須条件でしょうか。また、その他の職種についても同様の取扱いとなるのでしょうか。 併せて、実施要領に示された配置条件とは異なる体制を企画提案することは可能でしょうか。その場合、当該提案内容は審査対象となるのかご教示願います。	実施要領4「運営事業者の応募資格」(2)に記載のとおり、運営委託開始日までに事業実施に必要な体制を整えることができることを条件としていますので、受託申込みの時点で要件を満たしている必要はありません。これは、すべての職種について同様です。 また、実施要領等に示された、本事業の実施に係る配置条件と異なる体制を企画提案した場合、実施要領8「応募書類の審査方法」(2)「審査の方法」ア「公募型企画提案方式(プロポーザル方式)による。」(ア)「資格審査及び書類審査」の段階で失格となります。 ただし、配置条件を上回る提案であることが客観的に明らかな場合(配置条件を満たした上で、職員を加配する場合など)には、審査の対象とします。